

娼妓健康診断表 昭和三年十二月末現在

其ノ一

遊廓數	娼妓一日本平均數	健康診断所數	健康診断延人員	同上有病ト認メタルモノ	娼妓病院又ハ治療所數
四	六二二	二	六一、八〇九	一、一三〇	二

其ノ二

微毒淋病	軟性下疳	剝脱	傳染性皮膚病	結核性疾患	癩病	トラホーム	其他ノ疾患	計
七五	四四一	五三八	二七	一〇	一	一	三九	一、一三〇

第五項豫防ニ就テ施行シタル事項

浮浪癩患者ノ一掃ニ就テハ警察署長ヲ督勵シ其ノ絶滅ヲ期セル外六月以降私宅療養ノ癩患者ニシテ入院治療ヲ要スト認メラル、モノ、一齊調査ヲ行ヒ救護ニ努メタリ而シテ之ニ關スル成績ハ左記ノ通ナリ

癩患者表 昭和三年十月現在

郡市別	患者數	本年收容	保養院收容者	私宅療養者
奈良市	六	一	一	二
奈良郡	六	三	三	四
計	一二六	三	三	二七
計	一三三	三	三	一〇四

第二款保健

第一飲料水改良ニ就テ施行シタル事項

(1)井水水質検査

七月以降九月迄ノ間ニ於テ防疫上第一區域ト定メタル屍體檢案施行地域内ノ井水検査ヲ施行シ奈良市内ノ不良水使用者ニ對シテハ水道使用宣傳書ヲ配付シ水道ノ使用ヲ勸奨シ又高市磯城兩郡内ノ不良水使用者ニ對シテハ當廳吏員ヲ派シ家用水改良講話會ヲ開催シ其ノ改良ヲ促シタリ而シテ之カ成績ハ左記ノ通ナリ

水質検査表

市町村別	検査總數	適	濾過	煮沸	濾過煮沸	不適
奈良市	一二、三二六	一四一	三九	六一一	一四五	一、三九〇
高市郡八木町	六八一	六五	一八	二〇二	八三	三二二
同 畝傍町	一、一五一	二六九	三九	四八六	一四〇	三二七
同 今井町	五二〇	五	一	九六	三三	三八五
同 金橋村	四五四	二二	二二	九七	一五八	一六五
同 天満村	二九	一	一	五	八	一四
同 鴨公村	二七四	八七	三六	七五	四六	三〇
同 飛鳥村	七九	三五	一〇	二六	五	三
同 眞菅村	三四九	四〇	六	一二四	六九	二一〇
同 磯城郡多村	一八二	三五	一〇	四三	三四	六〇
同 耳成村	五五三	四八	四一	一八〇	一二四	一六〇
同 香久山村	二四九	三一	七	一〇二	五九	五〇
同 大福村	三七	三	三	七	七	一七
計	六、八八四	六七二	一三三	二、〇五四	九一一	三、〇一四
		三五三				

(2) 水道水質検査

奈良市水道及其他郡部ニ所在スル簡易水道ノ水質検査ヲ時々施行シタルニ簡易水道中稍完全ナラサルモノアリタルヲ以テ是等ニ對シテハ速ニ改善方法ヲ講スヘク指示シタリ

第二 飲食物及同器具ニ就テ施行シタル事項

(1) 飲食物及同器具検査

飲食物及同器具ノ取締ニ就テハ警察官吏ヲシテ勵行セシムル外當廳ヨリ技術員ヲ派シ之カ取締ニ任シ又時々一齊收去ヲ行ヒ取締ヲ勵行セリ而シテ之カ成績ハ左記ノ通ナリ

(2) 飲食物營業者講習

飲食物ノ精撰及同器具ノ使用ニ付衛生上ノ注意ヲ喚起セシムル爲メ旅館、料理屋及飲食店營業者ニ對シ衛生講習ヲ行フ而シテ之カ成績ハ講習開催回数二五回講習生一、九一二人ナリ

第三 水槽便所ニ就テ施行シタル事項

縣下ニ所在スル水槽便所ニ對シ一齊検査ヲ施行シタルニ其ノ成績左記ノ通ニシテ使用不適ノモノニ就テハ適當ナル改善方法ヲ指示シ以テ淨化ノ完全ヲ期スルコトトセリ

所在地	設置ヶ所數	試験延回数	成績	
			使用適	使用不適
奈良市	二一	二二	一	二一
生駒郡山町	三	六	一	六
吉野郡上市町	三	六	二	四
南葛城郡御所町	一	一	一	一
計	一八	三五	三	三二

第三款 家畜防疫

第一 狂犬病豫防ニ就テ施行シタル事項

(1) 畜犬豫防注射

五月以降十月迄ノ期間ニ於テ縣下ノ僻阪地ノ一部ヲ除ク地域内ノ畜犬ニ對シ當廳ヨリ獸醫ヲ派シ狂犬病豫防注射ヲ施行シ以テ豫防ノ徹底ヲ期シタリ
而シテ之カ施行頭數ハ四千六百十五頭ナリ

(2) 野犬掃蕩

野犬ノ掃蕩ニ就テハ特ニ意ヲ用ヒ畜犬豫防注射施行以前ニ捕獲人夫ヲ雇傭シ縣下樞要ノ市町村ヲ巡回セシメタル外御大禮關係府縣ノ打合ニ依リ十月一日ヨリ七日間ヲ狂犬病豫防週間ト定メ浮浪犬ノ掃蕩畜犬ノ整理ヲ行ヒタルニ其ノ成績捕獲總頭數六〇九内所有者ニ返還シタルモノ九六、殺處分シタルモノ五一三ナリ

(3) 咬傷犬ノ檢診

狂犬病ノ豫防ニ就テハ既掲ノ畜犬ノ豫防注射ト野犬ノ掃蕩及畜犬ノ整理トヲ併セ行フ外狂犬ノ發見方法トシテ人畜ヲ咬傷シタル犬ハ其ノ所有者又ハ保管者ヲシテ所轄警察署ニ索行セシメ配屬獸醫ヲシテ檢診ヲ行ハシメ以テ其ノ早期發見ヲ期セリ而シテ之ニ關スル成績ハ檢診頭數三百二十頭、内狂犬病三頭、其ノ被咬傷者十二名、狂犬ニ非サルモノ三百十七頭、其ノ被咬傷者三百二十六名ナリ

(4) 畜犬ノ強制繫留

行幸啓當日御沿道ニ畜犬ノ浮浪スルコトナキヲ期スル爲メ十一月十七日ヨリ一週間全縣下ノ畜犬ハ飼育者ニ於テ繫留スヘク縣令ヲ公布シ當廳員ヲシテ其ノ實況ヲ監視セシメタリ

第二 其ノ他家畜傳染病豫防ニ就テ施行シタル事項

(1) 炭疽豫防注射

献上品消毒件數及同上關係者檢診成績

献上品種類	檢 診			計
	献上者	同上家族同居者	献上品製作従事者	
晒布、曇、奈良人形等二十三種	二七	一〇一	六三	二四九
				計
				四四〇

上覽品消毒件數及同上關係者檢診成績

上覽品種類	檢 診				計
	上覽品出願者	同上家族同居者	上覽品製作従事者	同上家族同居者	
吉野袴模型、奈良漬、奈良團扇等三十九種	五六	二二七	一三七	七七	四八七
					計

衛生費

四、一四〇圓

内 譯

應 費

八四二圓

内 國 旅 費

三九二圓

雜 給 及 雜 費

二、九〇六圓

(7) 三 重 縣

(一) 御大禮ニ關スル衛生上ノ經費

國 費	九、七三八圓
縣 費	一八、六九六圓
總 額	二、三五八圓
内 譯	一五、一〇六圓
衛生費	二、三三二圓
傳染病豫防費	一、〇〇〇圓
衛生宣傳費	
鼠族買收費補助	

(二) 御大禮ニ關シテニ發シタル衛生上ノ令達、通牒

三重縣諭告第一號

今上陛下御即位ノ大典ニ際シ長クモ本縣へ行幸アラセラレ神宮御親謁遊サレ給フハ洵ニ無上ノ光榮ニシテ恐懼ニ堪ヘサル處ナリ故ニ豫メ衛生上諸般ノ準備ヲ整ヘ萬事間然スル處ナキヲ期スヘキハ勿論特ニ縣下衛生狀態ノ改善ヲ圖リ惡疫ノ豫防撲滅ニ努メ須ク縣民ノ健康ヲ保持シ以テ風聲ヲ迎ヘ奉ラサルヘカラス依テ左ニ一般衛生心得ヲ示ス宜シク斯ノ趣旨ヲ體シ各自相慎ミ隣保相警メテ益々衛生ノ向上ニ留意シ毫モ遺漏ナキヲ期セララルヘシ

昭和三年六月十八日

三重縣知事 原 田 維 織

一般衛生心得

- 一、朝夕家屋ノ内外ヲ掃除シ戸隙子ヲ開放シテ室内ノ通氣並ニ乾燥ヲ圖ルコト
- 二、臺所ハ常ニ能ク整頓スルト共ニ清潔ニ掃除シ日光ノ直射ヲ多クスルコト
- 三、井戸端、流シ場ニ損所アラハ修繕ヲ爲スコト
- 四、汚水溝ハ常ニ能ク疏通セシメ汚水溜ハ充溢セサル様注意スルコト
- 五、塵芥ハ焼却スルカ又ハ無害ノ地ニ棄ツルコト
- 六、蚊蠅、蚤、鼠等ハ傳染病ノ病媒ヲ媒介スルニヨリ努メテ之ヲ驅除スルコト
- 七、飲料水ノ檢査成績不良ナルモノハ相當改善ノ方法ヲ講スルコト
- 八、流レ水ヲ使用セサルコト
- 九、飲食物ハ腐敗シ居ラサルヤニ注意シ殊ニ前日調理シタルモノ又ハ不熟ノ果物ハ食セサルコト
- 十、飲食物ニハ必ス覆蓋ヲ爲シ風通シヨキ場所ニ置クヘシ
- 十一、暴飲暴食セサルコト
- 十二、適度ニ働キ適度ニ飲食シ適度ニ睡眠スルコト
- 十三、身體ハ常ニ清潔ニスルコト
- 十四、常ニ用ヒル被服ハ屢洗濯シ夜具ハ時々日光ニ曝スコト
- 十五、寝冷セサル様注意スルコト
- 十六、身體ニ異狀アルトキハ速ニ醫師ノ診療ヲ求ムルコト
- 十七、警察官吏又ハ檢疫委員ヨリ自己又ハ家人ノ健康状態ニ付尋ネラレタルトキハ正直ニ答フルコト
- 十八、定期種痘ノ済マサルモノハ此際速ニ種痘ヲ受ケ其ノ他ノ者モ成ルヘク臨時ニ種痘ヲナスコト

十九、熱病又ハ下痢病ノ患者アル家ニ在リテハ其ノ病名確定スル迄左記事項ニ注意スルコト

イ、病人看護人ハ病室ヨリ出テシメサルコト

ロ、寝具、飲食器具ヲ一定シ置クコト

ハ、井戸端又ハ河川溝渠ニテ汚物ヲ洗ヒタル水ヲ流ササルコト

ニ、病人ノ糞尿其ノ他排泄物ハ消毒スルコト

ホ、成ルヘク他家ト交通ヲ遠慮シ殊ニ飲食物ノ贈呈又ハ響應ヲ爲ササルコト

二十、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、流行性腦炎ニ罹リタルトキハ成ルヘク他ト交通セサルコト

二十一、衛生上ニ關シ當該吏員ヨリ注意アリタルトキハ之ヲ實行スルコト

三重縣訓令甲第二十五號

警 察 署
 市 役 所
 町 村 役 場

今秋即位ノ大典ヲ行ハセラルモ神宮御親謁ノ爲メ本縣ヘ行幸啓アラセラル、ニ付テハ衛生状態ノ改善ヲ圖リ縣民ノ健康ヲ保持シ以テ風聲ヲ迎ヘ奉ラサルヘカラルヲ以テ一般ニ諭告スル處アリタルモ其ノ施設監督ニ關シテハ左記注意事項ニ準據シ各主管ノ事務ニ執筆シ其ノ官公署ニ關係スル事務ニ付テハ互ニ協心協力シ土地ノ狀況ヲ參酌シテ緩急宜シキヲ制シ以テ縣下衛生上迄モ間然スル所ナカラシムル様嚴密督勵スヘシ

昭和三年六月十八日

三重縣知事 原 田 維 織

左記注意事項ハ大體内務省通牒大體衛生施設事項ニ準據シタルモノニツキ省略

三重縣訓令乙第二一九號

四日市警察署	津警察署	宇治山田警察署
津市役所	四日市市役所	宇治山田市役所
度會郡大湊町役場	同郡二見町役場	同郡四鄉村役場
同郡濱鄉村役場	同郡御蔭村役場	同郡豐濱村役場
同郡北濱村役場	同郡小俣村役場	志摩郡鳥羽町役場

大典ニ關スル衛生施設監督ニ關シテハ本日發布セル訓令甲第二十五號ニ依ルノ外更ニ左記事項ヲ遵守スルコトニ努ムヘシ

昭和三年六月十八日

三重縣知事 原 田 維 繼

第一、飲料水ニ關スル件

一、宇治山田市、度會郡神社町、大湊町、二見町、四鄉村、濱鄉村、御蔭村、志摩郡鳥羽町ニ於ケル井戸ハ此ノ際必ス浚渫セシムルコト

二、宇治山田市及其ノ附近町村中必要ト認ムル地域ニ對シ飲料水ノ適否ヲ検査シ不良水ニ對シテハ相當改善ノ方法ヲ講セシムルコト

三、第一號市町村ノ井戸ハ浚渫後「クロール」石灰消毒方法ヲ施行セシムルコト

第二、清潔保持

一、津市、宇治山田市、四日市市及度會郡神社町、二見町志摩郡鳥羽町ニ於テハ溝渠ノ下水溝等ノ破損セル箇所ハ之ヲ改築又ハ修繕セシメ且ツ屢々浚渫又ハ掃除ヲ行ハシムルコト

二、宇治山田市、度會郡神社町、大湊町、二見町、四鄉村、濱鄉村、御蔭村、志摩郡鳥羽町及四日市市ニ於テハ本年六月以降十月ニ至ル期間ニ於テ臨時清潔方法ヲ施行セシムルコト

三、宇治山田市ニ於ケル汚物ノ運搬ハ之カ取締ヲ勵行シ屎尿ハ午前九時迄ニ之ヲ搬出セシムルコト

第三、街路撒水ニ關スル件

一、宇治山田市ニ於テハ街路ニ對シ撒水ヲ勵行セシムルコト

二、度會郡神社町、大湊町、二見町、志摩郡鳥羽町ニ於テハ成ルヘク撒水ヲ勵行セシムルコト

第四、塵芥處分ニ關スル件

一、宇治山田市及四日市市ニ於テハ成ルヘク完全ニ塵芥ヲ處置スルコト

二、塵芥ノ運搬ニ注意シ途中散亂セシメサルコト

第五、共同便所ニ關スル件

一、宇治山田市ニ於テハ共同便所ニ點燈ノ設備ヲ完全ニ且ツ屎尿ハ午前九時迄ニ之ヲ搬出セシムルコト

二、宇治山田市ニ於テハ雜踏スル場所ニアル便所ニ番人ヲ附シ又ハ看守人ヲシテ巡回セシムル等適當ノ方法ニ依リ之カ清潔保持ニ努メ且ツ必要ニ應シ臨時便所ヲ假設セシムルコト

第六、衛生上取締ヲ要スル各種營業者ニ關スル件

一、津市、宇治山田市及四日市市ニ於ケル市場ニハ相當ノ掃除人ヲ常設セシムルコト

二、津市、宇治山田市及四日市市ニ於テハ食物調理所ノ採光ヲ充分ナラシメ且ツ防鼠、防塵、防蠅ノ設備ヲ完全ナラシムルコト

三、宇治山田市及度會郡二見町、志摩郡鳥羽町ニ於ケル旅人宿ノ浴場ニハ成ル可ク上リ湯ヲ設備セシムルコト

第七、防疫ニ關スル件

一、一般傳染病

(イ)宇治山田市ニ於テハ檢病戸口調査ヲ勵行シ疑ハシキ患者ノ檢診ヲ行フコト

(ロ)宇治山田市ハ度會郡神社町、二見町、志摩郡鳥羽町ニ於テハ死體檢案ヲ施行スルコト但シ施行ノ期日ハ別ニ公布ス

(ハ)四日市市ニ於テハ檢診檢案ヲ一層周密ニ督勵スルコト

二、「ベスト」豫防ニ關スル件

- (イ)左記市町村ニ對シテハ適當ノ時期ニ於テ殺鼠劑ヲ配布シ鼠族ノ買收ヲナスコト
- 宇治山田市、度會郡二見町及志摩郡鳥羽町、津市、四日市市
- (ロ)買收シタル鼠族ハ指定ノ細菌検査所ニ送付スルコト
- (ハ)四日市市ニ於テハ必要ト認ムル倉庫其ノ他ノ築造物並船舶ニ對シ防鼠劑設備ヲナサシメ且ツ持續的除鼠ヲ行ハシムルコト

- (ニ)四日市以外ノ地ニアル倉庫ニシテ必要ト認ムルモノニ對シテハ前項ニ準シ施行スルコト
- 三、腸「チフス」豫防

- (イ)宇治山田市、度會郡神社町、大湊町、二見町、四鄉村、濱鄉村、御蔭村、豐濱村、北濱村、小俣村及志摩郡鳥羽町ニ於ケル大正十五年以降本年六月ニ至ル患家族並接客業者ニ對シ病原體保有者檢索ヲ行フコト
- (ロ)前項ノ市町村住民全部ニ對シ豫防注射ヲ施行スルコト
- (ハ)腸「チフス」豫防班ヲ組織シ(イ)號地域ニ於ケル患者ノ早期發見ニ努ムルコト

海港防疫施設

一、「ベスト」關係施設事項

第一、倉庫防鼠設備

- (イ)倉庫防鼠設備施行ノ範圍ハ左ノ區分ニ依ル
- 1.沿岸倉庫
 - 外航船ニ直接關係アル地域ニアル倉庫
 - 2.準沿岸倉庫
 - 前號以外ノ地域ニアリテ外來貨物ヲ第一次ニ收納スル倉庫但シ本號ニ該當セサル倉庫ト雖モ必要ト認メタルモノハ準沿岸倉庫ト見做ス

岸倉庫ト見做ス

- 3.防鼠設備ハ穀類穀粉類、豆粕、有機性肥料其ノ他鼠ノ食料タリ得ル物件並ニ綿花類ヲ收納スル倉庫ニ限り施行ス但シ本號以外ノ倉庫ト雖モ必要ト認メタルモノハ之ヲ施行ス
- 4.上屋倉庫ニシテ全體ノ構造狀況等ヲ考慮シテ普通ノ防鼠設備ヲナシ得テ相當ノ效果ヲ擧ゲ得ル見込アルモノハ倉庫ニ準シテ之ヲ取扱フ
- (ロ)(イ)號ノ標準ニ依リ沿岸倉庫ヲ別表第二號表ノ如ク定ム
- (ハ)(イ)號2ノ標準ニ依リ準沿岸倉庫ヲ別表第二號表ノ如ク定ム
- (ニ)沿岸倉庫ニ對シ施設セシムヘキ防鼠施設ハ概要左記ニ依ルモノトス
 - 1.戸扉、窓、土臺廻リ其ノ他破損等ニ依リ鼠ノ交通シ得ル如キ場所ハ完全ニ修理スルコト
 - 2.内部地盤カ非防鼠材料ナルトキハ「コンクリート」漆喰叩キ其ノ他防鼠材料ニ改ムルヲ理想トスルモ止ムヲ得サルトキハ板張りナレハ腐朽部其ノ他苟モ鼠ノ交通スル穴ヲ造ラルル虞アル部分ヲ完全ニ修葺シ土間ナレハ厚サ凡ソ一尺前後ニ小石砂利ノ類ヲ敷クカ止ナクハ鼠穴ヲ搜索シ砂利ノ類ニテ充分填塞スルコト
 - 3.外壁カ非防鼠材料ナルトキハ地上凡ソ三尺地下二尺ヲ防鼠材料トスルカ或ハ亜鉛板ヲ圍繞及埋没スルコト但シ内部地盤ハ「コンクリート」「アスファルト」煉瓦等ニテ鼠ノ潛入不可能ナルモノハ地上部ノ亜鉛板張りノミニテ可ナリ
 - 4.外壁ノ戸扉カ完全ニ閉鎖セラレ又ハ其ノ他ノ狀況ニテ鼠ノ潛入シ得サル設備アルモノノ外ハ鼠返シヲ設備セシムルコト
 - 5.鼠返シハ成ル可ク兩柱間ニ嵌挿スル式トシ外ニ對シテハ六十度前後ノ角度ヲ保チ高サハ二尺以上トシ外面ハ金屬板ニテ滑澤ナルモノトスルコト衝立式ハ裝置ノ際不注意ノ結果輒モスレバ兩側ニ空隙ヲ造リ易キ等ノコトアル故成ルヘク避ケルコト

兩側ノ柱ニハ亜鉛板ヲ張ルカ又ハ「コールター」ヲ塗ルヲ可キス

6. 鼠返シハ夜間ハ勿論晝間ト雖モ入口使用時ノ外ハ常時之ヲ嵌挿シ置クコト
夕夜間荷役ノ際ハ荷役中強力ナル燈光ヲ以テ其ノ入口ヲ照射スルコト

(ホ) 準沿岸倉庫ニ對シ施設セシムヘキ防鼠設備ハ沿岸倉庫ニ準シ出來得ル丈ケ之ヲ勵行セシム
但シ止ムヲ得サルモノニ對シテハ1號ノ事項ノミヲ施行セシメ特ニ除鼠施設ヲ勵行シテ之ニ代ラシムルモノトス
(ハ) 實行方法

1. 沿岸倉庫ニ對シテハ係員並ニ各關係者立會ノ上實地調査ヲ遂ゲ前記(二)ノ各號ノ實行具體的方法ヲ協議シ竣工期間ヲ定メテ實施スヘキ事項ヲ倉庫責任者ニ通達シ之カ實施ヲ期スルコト
2. 準沿岸倉庫ニ對シテハ係員ヲシテ改修ヲ要スル箇所ヲ實査セシメ之ヲ倉庫責任者ニ通達スルト同時ニ(二)各號ノ印刷物ヲ配布シ共ノ1.4.5.6.7號ハ之ヲ勵行セシメ2及3號ハ成ルヘク之カ實行方法ヲ勸奨スルコト
3. 國有、縣有、市有等ノ倉庫ニ對シテハ各其ノ主管者ニ於テ具體的方法及費用概算等ヲ作製シ內務省出張員ト協力シ夫々稟議協議等ヲナシ之カ實現ヲ期スルコト
4. 沿岸倉庫防鼠設備竣工期間ハ左ノ標準ニ依ル但シ準沿岸倉庫ハ之ニ準ス
小改修ト認ムルモノハ十四日以内
大改修ト認ムルモノハ二箇月以内
5. 實行ノ成績監視ハ縣衛生課員臨時海港檢疫所員ニ於テ豫テ協議又ハ通達シタル要項ニ對照シテ巡視ヲナシ其ノ成績ハ一週間毎ニ取纏メ毎月曜日ニ到達スル如ク警察部長宛報告シ縣ハ之ヲ毎火曜日內務省衛生局(飯村防疫官)宛報告スルコト

第二、除鼠施設

- (イ) 沿岸地區(外航船ノ直接繫船又ハ之ニ準スル範圍ニテ建物溝渠等ノ配置ヲ參酌シ)トシテ別表第三號ノ通り定ム
- (ロ) 準沿岸地區(沿岸地區ニ隣接スル地帯及準沿岸倉庫所在地ノ範圍ニテ建物溝渠等ノ配置ヲ參酌シ)トシテ別表第四號ノ通り定ム

(ハ) 沿岸地區及準沿岸地區内ニ於ケル倉庫及建物ヲ便宜上左ノ三階級ニ區別ス

A 級外壁床等カ石煉瓦「コンクリート」等ノ防鼠材料ニテ築造セラレ鼠ノ棲息殆トナク且戸扉ヲ閉チタル時鼠ノ出入全ク不可能ナルモノ

B 級外壁カ前記防鼠材料ナルモ床ハ土間又ハ板張りニテ通常ノ場合ハ鼠ノ交通不可能ナルモ建物古クシテ鼠棲息シ且處々ニ鼠交通ノ穴アル如キモノ

C 級外壁及床共非防鼠材料ニテ建物古ク小修繕スルモ常時到底鼠ノ交通ヲ絶ツコト不可能ナル如キモノ
前各級ノ内鼠ノ食料タル物件又ハ棉花類ヲ收納セサル倉庫納屋等及人ノ住居ナキ等ニテ鼠ノ全ク棲息セサルモノハ之ヲ除外ス

(ニ) 沿岸及準沿岸地區ニ對シテハ殺鼠劑ノ配付及捕鼠器ノ引上回收ヲ左ノ如クスルコト

沿岸地區		準沿岸地區	
殺鼠劑配布	捕鼠器配置	殺鼠劑配布	捕鼠器配置
月一回二十坪ニ對シ 五個ノノノノノノノノノ	一倉庫又ハ一戸 一個ノノノノノノノノノ	月一回二十坪ニ對シ 五個ノノノノノノノノノ	一倉庫又ハ一戸 一個ノノノノノノノノノ
月二回二十坪ニ對シ 十個ノノノノノノノノノ	三—五 個ノノノノノノノノノ	月一回二十坪ニ對シ 二十個ノノノノノノノノノ	二—三 個ノノノノノノノノノ
月三回二十坪ニ對シ 二十個ノノノノノノノノノ	三—五 個ノノノノノノノノノ	月二回二十坪ニ對シ 二十個ノノノノノノノノノ	二—三 個ノノノノノノノノノ
倉庫ニ對シテハ五硫酸 劑ヲ用フ捕鼠班	毎日餌ノ交換ヲナス 一 班ヲ用フ	倉庫ニ對シテハ五硫酸 劑ヲ用フ捕鼠班	二日毎ニ餌ノ交換ヲナ ス二班ヲ用フ

(ホ) 捕鼠器ハ倉庫及特種營業者ニ配置シ一般住家ニ對シテハ必要ト認ムルモノニ配置ス

(ハ) 殺鼠劑及捕鼠器ハ大約右ノ標準ナルモ鼠糞ノ數及新舊並鼠穴ノ多少其ノ他鼠ノ棲息ノ多少ヲ推測參酌シテ取捨配置スル

(ト)殺鼠劑ハ縣及市ニ於テ製造無償交付ス

(チ)捕鼠器及餌ハ縣並市ニ於テ準備ス
(リ)沿岸地區並準沿岸地區ノ護岸及之ニ接続スル場所ニテ破損其ノ他ニ依リ鼠ノ遁入潜行シ得ル狀況ノモノハ成ルヘク之ヲ修理填塞シ止ヲ得サルモノニ對シテハB級ニ準シ殺鼠劑捕鼠器ノ配置ヲナス

(ヌ)沿岸地區並準沿岸地區ノ運河ニ繫留スル艇其ノ他ノ和船ニシテ鼠棲息ノ疑アルモノニ對シテハ荷揚前及後ニ於テ捕鼠班監督ノ下ニ荷受主又ハ倉庫業者ヲシテ殺鼠劑ヲ配布セシム

(ル)殺鼠劑ノ配布及捕鼠器ノ配置ハ捕鼠班ニヨリ之ヲ施行ス

(ヲ)除鼠實施狀況ハ衛生課(日報スルコト縣ハ毎火曜日之ヲ内務省衛生局(飯村防疫官)宛報告スルコト

(ワ)除鼠の清潔方法ヲ二箇月毎ニ行ハシム

第三、船塵及荷粉

(イ)船塵ハ荷受主ヲシテ燒却セシム

(ロ)倉庫等ノ荷粉ニシテ殆ント塵芥ニ屬スルモノ及必要ト認ムルモノハ之ヲ燒却セシム

第四、市ニ對スル施設

(イ)殺鼠劑配布

七、九、十一月ノ三回配布ス

四日市市ニ於テハ右ノ外自衛のニ七月ヨリ十一月ニ至ル期間六回ノ配布ヲナス

(ロ)除鼠獎勵ノ爲メ懸賞買収ヲナス

買収頭數五千頭(或ハ三千頭)毎ニ抽籤ニヨリ勸業債券ヲ交付ス

(ハ)清潔方法

八月或ハ九月ニ於テ除鼠ノ目的ヲ以テ全市ニ清潔方法ヲ行フ

(ニ)一般ニ除鼠獎勵ノ宣傳ヲナス

二、「コレラ」關係施設事項

一、檢疫所ノ整備

(イ)檢疫所ノ試験室ニ於テハ「コレラ」材料検査ニ必要ナル器具藥品及免疫血清類ヲ常ニ差支ナキ様準備スルコト

二、港内汚染防止勵行

(イ)近接海外地方ニ流行又ハ流行ノ虞アルトキハ其ノ地方ヨリ直接入港スル船舶ニ對シ入港中便所封鎖ヲ命シ糞便検査開始後ニ於テハ該検査全部終了迄便所封鎖ヲ命スルコト之カ開始ノ時期ハ内務省出張員ト協議シテ定ムルコト

(ロ)常時塵埃投棄等ニ對スル取締ヲ一層勵行スルコト

三、豫防注射ノ施行

(イ)水上生活者(沖仲仕、沖行商、繫船船舶ニ出入スル仲仕ノ類ヲ含ム)ニ對スル「コレラ」豫防注射開始ノ時期ハ内務省出張員ト協議シテ之ヲ定ムルコト

(ロ)注射ハ二回注射トシ(第一回ニ密瓦、第二回密瓦)第一回注射ハ漏レナク施行スルコト

(ハ)注射證明書ハ別紙様式ノモノヲ交付ス

(ニ)豫防注射施行ハ水上生活者中先ツ外國船關係者ヲ先ニシ次ヲ沿岸漁業者其ノ他ニ及ホスヘキモ場合ニヨリ卒急ニ行ヒ易キ方面ヨリ行フモ差支ナキコト

(ホ)豫防注射實施ハ醫師一人、防疫監更又ハ看護婦一人警察官吏一人ヲ以テ一班トス

以上ノ準備調査トシテ各水上生活者ノ種類員數及注射施行豫定日割等ヲ作製シ置クコト

(ヘ)前記ノ注射施行後海外流行地ノ狀勢ニ依リ四日市市ノ水上生活者全部ニ及ホシ第三次ニハ隣接地方ノ水上生活者ニ及ホス

ス

注射施行ノ時期及範圍等ハ内務省出張員ト協議シ之ヲ定ムルコト

四、協議事項ノ決定

以上全部ノ協議事項ハ左記ノ範圍ノ責任者相會合決定シ更ニ倉庫關係業者ト會同協議ヲナシ各々協力シテ之カ實行ヲ期ス

内務省出張員(飯村防疫官)

三重縣警察部衛生課

四日市臨時海港檢疫所

四日市警察署

四日市市役所

(第一號表)

沿岸倉庫	戸前數	在庫品	所在地	所有者
二二	一一六	雜貨、亞鉛板、棉、花、米、棉、ونس、マ	末廣町	縣營倉庫外四會社

(第二號表)

準沿岸倉庫	戸前數	在庫品	所在地	所有者
一二七	二二二	肥料、雜他貨	尾上町、高砂町、稻葉町、藏町、北中、南納屋町、西末廣町、濱町、新濱町	省略

第三號表(附圖略ス)

沿岸地區

末廣町(第一號築港埋立地)及千歲町(第二號築港埋立地)ノ全部ヲ沿岸地區トス

第四號表

準沿岸地區

關西線鐵道線路以東三瀧川ト阿瀬知川及其ノ下流新運河ニ挾マレタル地帯及三瀧川北岸東洋紡績工場(寄宿舍ヲ含ム)ヲ加ヘタル地區ヲ準沿岸地區トス

即チ濱町、北納屋町、藏町、中納屋町、桶三町、袋町、濱田ノ一部、南納屋町、西末廣町、尾上町、高砂町、稻葉町及新濱町ノ一部ヲ包含スル地帯ニシテ人家約千五百戸

三重縣令第六十六號

傳染病豫防ノ爲メ傳染病豫防法第十九條ニ依リ當分ノ内左記區域内ニ於ケル病死者ニ對シ死體檢案ヲ施行ス

昭和三年七月二十八日

三重縣知事 原田維織

津市

四日市市

宇治山田市

度會郡二見町

志摩郡鳥羽町

附則

本令ハ昭和三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正五年十月三重縣令第二十七號ハ之ヲ廢止ス

衛生係事務分掌

總務部

- 一、各部事務ノ連絡統一ニ關スル事項
- 二、人事ニ關スル事項
- 三、文書起案、文書往復ニ關スル事項

- 四、御駐泊所等出入者ニ關スル事項
- 五、其ノ他各部ニ屬セサル事項

保健部

- 一、御料水ニ關スル事項
- 二、御料食品ニ關スル事項
- 三、飲料水ニ關スル事項
- 四、飲食物取締ニ關スル事項
- 五、其ノ他保健衛生ニ關スル事項

防疫部

- 一、御駐泊所、行在所ノ消毒ニ關スル事項
- 二、皇族、供奉員、旅館消毒ニ關スル事項
- 三、其ノ他清潔方法消毒方法ニ關スル事項
- 四、死體檢案ニ關スル事項
- 五、細菌檢査ニ關スル事項
- 六、其ノ他一般防疫ニ關スル事項

豫防部

- 一、檢病的戸口調査ニ關スル事項
- 二、健康診斷ニ關スル事項
- 三、豫防注射ニ關スル事項
- 四、其ノ他一般豫防ニ關スル事項

海港防疫部

- 一、ペスト豫防ニ關スル事項
- 二、コレラ豫防ニ關スル事項
- 三、其ノ他海港防疫ニ關スル事項

家畜防疫部

- 一、狂犬病豫防ニ關スル事項
- 二、炭疽病防ニ關スル事項
- 三、其ノ他家畜傳染病ニ關スル事項

救護部

- 一、救護所ニ關スル事項
- 二、移動救護班ニ關スル事項
- 三、其ノ他救護事務ニ關スル事項

衛生係事務分擔表

係長	衛生課長	地方技師	栢原直次郎
總務係	加納衛生主事	外	一二名
保健係	廣瀬衛生技師	外	一四名
防疫係	鈴木衛生技師	外	一八名
豫防係	山口衛生技師	外	一六名
海港防疫係	加納衛生主事(兼)	外	八名
家畜防疫係	永井技手	外	七名

三重縣令第六十七號

麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎、流行性腦炎患者届出ニ關スル件左ノ通定ム

昭和三年七月二十八日

三重縣知事 原 田 維 織

第一條 醫師麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎、流行性腦炎患者ヲ診斷シ若ハ其ノ死體ヲ檢案シタルトキハ直ニ書面又ハ口頭ヲ以テ患者又ハ死體所在地ノ警察官吏ニ届出ツヘシ其ノ轉歸ノ場合亦同シ

第二條 麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎、流行性腦炎又ハ之ニ疑ハシキ患者アリタル家ニ於テハ速ニ醫師ノ診斷ヲ受ケ又ハ其ノ戶主首長若ハ之ニ代ルヘキ者ヨリ直ニ患者所在地ノ警察官吏ニ届出ツヘシ

第三條 醫師麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎、流行性腦炎患者ヲ診斷シ若ハ其ノ死體ヲ檢案シタル後十二時間以内ニ届出ヲ爲ササルトキ及第二條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ昭和三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

「ベスト」豫防上殺鼠劑交付方ニ關スル件

本年六月訓令乙第二一九號ニ依リ配布スヘキ殺鼠劑交付候條之カ配布其ノ他ノ施設ニ關シテハ左記ニ依リ萬遺漏ナキヲ期セラ

殺鼠劑ノ製造配布ニ關スル事項

- 一、殺鼠劑ハ亞砒酸劑及燐劑ヲ配布ス但シ倉庫、納屋、護岸、石垣、船舶ニ對シテハ亞砒酸劑ノミヲ配布スルコト
- 二、解毒藥ハ第一回殺鼠劑ノ交付ト同時ニ交付ス
- 三、殺鼠劑ノ配布ハ當該市役所及町役場ニ於テナスコト所轄警察署ニ於テハ配布ニ關シ市役所並ニ町役場ト協商シ之カ監督ニ當ルコト

- 四、解毒藥ノ配置個所ニ就テハ特ニ適當ノ場所ヲ撰定シ且ツ一般ニ其ノ位置ヲ知ラシメ置クコト
- 五、市役所及町役場ニ於テハ左記殺鼠劑取扱心得ヲ豫メ各戸ニ配布シ置クコト

殺鼠劑取扱心得

- 一、殺鼠劑ハ毒藥ヲ配合シアリテ極メテ危險ナルモノニ付取扱ニ充分注意スヘシ
- 一、殺鼠劑ハ○丸形ト□角形トノ二種アリ

○形ハ天井裏ニ配リ置ク事

□形ハ床下ニ配リ置ク事

- 一、殺鼠劑ヲ受取リタル時ハ其ノ儘ニナシ置カス直チニ小兒ノ手ノ届カヌ天井裏ト床下ヘ配リ置カルヘシ
- 一、此殺鼠劑ハ如何ナル場合ト雖モ決シテ火ノ中ニ投スヘカラス
- 一、犬、猫、鶏等ノ殺鼠劑ヲ喰ヘサル様注意セラルヘシ
- 一、當分ノ内飲用水ニ蓋ヲナシ井戸水瓶等ヘ鼠ノ落チヌ様注意シ又飲食物ハ必ス戸棚等ニ仕舞置カルヘシ猶殘飯並ニ副食物ノ殘餘ハ必ス覆蓋アル一定ノ容器ニ收メ若ハ適當ノ方法ニヨリ處置スル等之ヲ鼠ニ食セシメサル様注意スヘシ
- 一、殺鼠劑ハ一度配リ置キタル位置ハ變更スヘカラス
- 一、誤ツテ本劑ヲ口ニ入レタルトキ又ハ中毒ノ疑アル時ハ吐出スカ或ハ微温湯ニ少量ノ食鹽ヲ入レ之ヲ多量ニ飲用シ指頭ヲ口内深ク挿入シ咽喉ヲ摩擦シテ吐出シ尙二、三回之ヲ行ヒ次ニ玉子ノ白味(黃身ヲ除クコト)七、八個分又ハ葛湯ヲ多量ニ飲用セラルヘシ而シテ其ノ間ニ醫師ヲ招キ治療ヲ受ケ警察署巡査派出所又ハ市役所町村役場等ニ備付アル解毒藥ヲ求メラルヘシ

第一表

殺鼠劑所要總數

亞砒酸製殺鼠劑	百參拾萬八百五拾個
燐製殺鼠劑	七拾參萬六千四百五拾個

第二表

殺鼠劑及解毒藥交付先及交付時期

交付先	殺鼠劑交付時期	解毒劑交付時期
四日市々役所	第三表ニ依リ製造場ニ於テ交付	第一回殺鼠劑交付時
宇治山田市役所	九月	同
度會郡二見町役場	九月	同
志摩郡鳥羽町役場	九月	同
津市役所	九月	同

第三表

市町別所要量

市町別	亞砒酸劑(個)			燐劑(個)			解毒藥劑		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
四日市市	六三五	五〇〇		二九一	五五〇		一五	(各劑)	
宇治山田市	二八三	八一〇		一八八	五四〇		一五	(同)	
度會郡二見町	二六	七六〇		一七	八四〇		五	(同)	
志摩郡鳥羽町	四五	〇〇〇		三〇	〇〇〇		七	(同)	
津市	三二二	七八〇		二〇八	五二〇		一八	(同)	
計	一、三〇〇	八五〇		七三六	四五〇		六〇	(同)	

第四表

各月配布時期一覽(〇印ハ配布期ヲ示ス)

沿岸地帯	準沿岸地帯	倉庫	倉庫			倉庫	準沿岸地帯	沿岸地帯	沿岸地帯			
			A級	B級	C級				A級	B級	C級	
												上旬
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	配布回数計
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	
			〇	〇	〇			〇	〇	〇	〇	

備考 船舶ニ配布スヘキモノハ月初ニ於テ調整運次配布ノコト

第五表

月別所要量一覽

月	八月			九月			十月			十一月			計	
	亞砒酸	燐	解毒藥	亞砒酸	燐	解毒藥	亞砒酸	燐	解毒藥	亞砒酸	燐	解毒藥		
沿岸地帯	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
準沿岸地帯	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
其他ノ地帯	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

小計	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
宇治山田市	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
二見町	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
島羽町	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
津市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000

第十表

殺鼠劑處分 亞砒酸製劑

第一號

(主藥含量一個中〇、一五)

- 一、亞砒酸 四五、〇〇
- 一、小麥粉 五六、二五
- 一、豆粉 一八、七五
- 一、魚粉 七五、〇〇

以上ノ内魚粉ノ三分ノ一ヲ去リ小麥粉ノ三分ノ一ヲ糊トナシ之ヲ以テ亞砒酸小麥粉ノ殘分豆粉魚粉ノ三分ノ二ヲ充分捏合シ三百個ノ團子トス然ル後大豆油ヲ以テ揚ケ豫メ去リ置キタル三分ノ一ノ魚粉ヲ以テ衣トス

第二號

(主藥含量一個中〇、一一二五)

- 一、亞砒酸 一二五、〇〇〇
- 一、小麥粉 三三七、五〇〇
- 一、麥焦粉 九三七、五〇〇
- 一、糖密 一八七、五〇〇

右〇、五%ノ食鹽水ニテ捏合シ二千個ノ團子トナシ麥焦粉ヲ以テ衣トス

第十一表

解毒藥所要量

津市	六〇	亞砒酸解毒劑		六〇
		甲液	乙液	
宇治山田市	一五	一五	一五	一五
二見町	五	五	五	五
島羽町	七	七	七	七
合計	六〇	六〇	六〇	六〇

皇族供養員貴賓等宿舍主衛生心得

- 一、家屋内外ハ清潔ニ掃除シ宅地内ハ塵芥其他廢棄物等ヲ滯積セサル様注意スルコト
- 二、襖障子ノ手掛其他必要ト認ムル個所ハ酒精ヲ以テ擦拭スルコト
- 三、室内ハ清潔ヲ期スルハ勿論不在中ハ戸障子ヲ開放シ通風ヲ圖ルコト
- 四、寢具敷物等ハ清潔ニシテ日光ニ曝シタルモノヲ使用スルコト
- 五、寢具其ノ他飲食用器具ハ本年一月以降傳染病發生シタル家又ハ肺結核癩其他傳染性疾患アル家ヨリ借入レサル様注意スルコト

- 六、寢具ノ敷布掛襟枕覆等ハ白布トシ清潔ノモノヲ用フルコト
- 七、庖厨ノ作業ニ従事スル者及給仕ハ一定シ置クコト

- 八、傳染性疾患アルモノ又ハ他ノ疾患アルモノヲシテ飲食物ノ調理又ハ給仕ヲ爲サシメサルコト
- 九、家族其他雇人等ニ患者アルトキハ速ニ醫師ノ診断ヲ受ケ指示ニ從ヒ相當ノ措置ヲナスヘシ
- 十、料理人ハ身體衣服ヲ清潔ニ保持シ且ツ清潔ナル白衣又ハ白布ノ胸掛帽子等ヲ着用シ「マスク」ヲ使用スルコト
- 十一、食事ノ供給人ハ必ス供膳前石鹼及湯ヲ以テ手指ヲ洗滌シ且ツ含嗽スルコト
- 十二、食膳ニ供スルモノ及其他ノ飲食物ハ調理ヲ終リテ之ヲ提供スル迄覆蓋ヲ爲シ塵埃昆蟲類ノ附着ヲ防止スルコト
- 十三、飲食物ノ調理場ハ換氣採光ヲ充分ナラシメ常ニ清潔ヲ保持シ防塵防蠅ノ設備ヲナシ且ツ昆蟲ノ驅除ヲ爲スコト
- 十四、宿屋外ノ調理場ニアリテハ飲食物ヲ運搬スル場合ハ清潔ナル運搬器ニ收メ覆蓋ヲ完全ニシ塵埃昆蟲類ノ附着セサル様注意スルコト
- 十五、前號ノ運搬人ハ身體及被服ノ清潔ヲ保持スルコト
- 十六、飲食物用器具ニシテ珪瑯鍍錫ノ剝離セルモノ及銅若クハ其合金製ニシテ金屬固有ノ光澤ナキモノハ使用セサルコト
- 十七、井水不良ナルトキハ之ヲ使用セス係員ノ指定シタル良水ヲ使用スルコト
- 十八、煮燒ヲ要セサル飲食物ヲ洗滌スルトキハ煮沸水ヲ使用スルコト
- 十九、飲食物用器具ハ煮沸水ヲ以テ洗滌シ昆蟲類其ノ他塵埃等ノ附着セサル様覆蓋ヲ爲シ使用ノ間際ニ於テ熱湯ヲ灌クコト
- 二十、飲料水ハ勿論洗滌水（杯洗ノ水ニ至ル迄）ハ良水ヲ煮沸シテ使用スルコト
- 二十一、飲食物ハ腐敗ノ氣味ナキヤニ注意シ又前日調理シタルモノ若クハ不熟ノ果物又ハ溷濁セル「ビール」「サイダー」等ハ一切提供セサルコト
- 二十二、浴場洗面場及其附屬器具ハ使用前清潔ニ掃除シ且ツ洗面水ニハ煮沸シタルモノヲ用意シ置クコト
- 二十三、客室ノ廊下其他必要ナル場所ニ消毒藥（二十倍鹽酸加石炭酸水）ヲ入レタル適當個數ノ唾壺ヲ備ヘ毎日一回以上消毒及掃除シ置クコト
- 二十四、厠間ハ御投宿前之ヲ汲取り且ツ糞壺中ニハ鋸屑粗穀切藁等ヲ適宜ニ投入シ液體ヲ溜メサル様ニシ便所ノ掃除ハ毎早朝

- 一回之ヲ行ヒ同時ニ防臭劑ヲ撒布スルコト
- 但シ糞尿ハ充溢セサル様夜間汲取り他所ヘ搬出スルコト
- 二十五、厠間ハ一般ト區別シテ戸ノ引手其他手掛ケ易キ個所ハ時々消毒スルコト、
- 二十六、手洗水ハ清水ヲ用ヒ流出手洗器ニ入レ置キ時々汲ミ替ルコト
- 二十七、下水其他汚物溜ハ停滯又ハ充溢セシメサル様清潔ニ掃除スルコト

昭和三年八月六日

警 察 部 長

宇治山田警察署長宛

飲料水検査ニ關スル件

本月八日ヨリ其署管内ニ於ケル飲料水検査ノ爲メ技術員二名派遣ノ上施行可致候條別紙ニヨリ市長ト協議ノ上相當準備相成度候

衛第七、四八九號

昭和三年八月六日

警 察 部 長

宇治山田市長宛

飲料水検査ニ關スル件

今秋御舉行セラルル御即位大典ノ衛生施設中昭和三年六月十八日訓令第二一九號ニ基キ貴市ニ於ケル飲料水別紙ニヨリ検査施行可致候條可然御配意相成度此段及通牒候也

日 時 場 所

方	而	施行期日	檢查事務所	檢查豫定數	一日ノ檢査能力
第一期		八月八日	元度會郡役所	一日百個	技術員一名
今在家町、館町					
中ノ切町、浦田町、古市町					
中在町、櫻木町、久世戸町					
第二期					
瓦上町、吹上町、岩淵町、					
本町、豊川町、一志久保町、					
八日市場町、宮後町、一ノ					
木町、大世古町、會禰町					

注意事項

- 一、一般市民周知方法
市又ハ警察署ヲ通シテ日時場所及檢水容器(容器ハ當部ニ準備アリ)運搬方法檢査後ノ注意事項等ヲ通知スルコト
- 二、檢水採酌巡視員
市吏員又ハ關係者ヲシテ採酌セシムヘシ但檢水採酌數ハ翌日檢査能力ト同數ナルヘシ
- 三、檢水採酌方法及取集法
試驗ニ供スヘキ水ヲ採取スルニハ其際混入シ易キ不潔物ヲ防止スルヲ以テ第一要務トス然ラサル時ハ試驗ノ結果不慮ノ成績ヲ生シ其目的ヲ達スルコト能ハサルヘシ

注意

- イ、檢水採酌用瓶(容器)ハ當部ノモノヲ貸與ス但シ止ムヲ得サル場合ハ「ビール」空瓶ヲ代用スルモ差支ヘナシ
- ロ、容器ハ成ルベク「ソーダ水(洗濯ソーダ)」ニテ洗滌シ更ニ熱湯ニテ再ヒ洗滌シ檢水ニテ尙更ニ洗滌シタル後容器ニ全滿シ洗滌セル新シキ「コルク」又ハ栓付(當部ノモノハ耐キ共栓)ナルトキハ之ヲ清淨ニナシタルモノニテ堅ク栓塞スルコト此場合必ス松杉欄材ノ木栓干大根古キ栓紙類ヲ使用セシメサルコト

- ハ、汲井ニアリテハ汲桶ヲ以テ數回井水ヲ汲ミ出シタル後採集スヘシ
- ニ、ポンプ井戸ニアリテハ少ナクトモ十分部ポンプヲ使用シ「ポンプ」中ニ潑水ヲ盡ク除去シタル後採集スヘシ
- ヘ、容器ニハ左ノ事項ヲ記載セル荷札ヲ添附スヘシ(第一號様式)
- ホ、堀抜井ニアリテハ其儘採集スヘシ
- ト、各個ニ於テ採酌シタル檢水ハ檢査ノ前日午前十時迄ニ適當ナル一定場所ニ運搬セシメ該場所ニ於テ取り纏メ同日午後二時迄ニ檢査事務所マテ運搬セシメ事務所ニ於テ全部取纏メ翌日檢査施行ニ支障ナキ様準備シ置クコト
- 四、晴雨ニ係ラス檢査施行スヘシ
- 五、檢査事務所ニ對スル準備
檢査事務所ニハ木炭(檢水百ニ對シ約壹貫目)ノ設備ヲナシ且ツ檢査技術員少數ナルヲ以テ事務補助トシテ書記一名助手一名ヲ置クコト
- 六、檢査後ノ措置
檢査終了シ水質ノ良否判明次第各戸ニ對シ左記紙片若クハ木札ヲ最モ見易キ場所ニ揭示セシメ行幸啓中ハ勿論永久ニ保存セシメ尙相當ノ注意書ヲ交附スルカ又ハ口頭ヲ以テ示達スルコト



飲料適過適又ハ飲料不適ノ文字

- 七、檢査其ノ他各般ノ事項ニ付テハ派遣ノ警察部員ノ指示ニ從フコト
- 八、檢査成績ハ毎日警察部長ニ送附報告ノコト
- 九、檢水採酌ノ際別記第二號様式ニヨリ井戸ノ構造其他ヲ調査シ記載スヘシ

第一號様式

檢水番號	井戸所有者	氏名
使用	者	氏名
所在地	郡市町	村
所在地		番地
泉水湧出口ノ狀況		
泉水誘導方法		
泉水貯水槽ノ構造及狀況		

第一號様式裏面

土地及周圍ノ狀況	季節降雨ニヨル水面高低	地面水面ノ距離
井戸ノ構造種類及深サ	尺	覆蓋ノ有無ツルベ、ポンプノ別
便所廢水路溜トノ距離	尺	檢水及空氣ノ溫度
廢水路及廢水路ノ構造	尺	探酌當日ノ天候
		檢水
		空氣
		溫度

記載ニ關スル注意

- 一、井戸ノ構造
 - イ、構造 板側、陶器側又ハ側板ナシ或ハ完不完腐朽不潔又ハ異狀ナシ
 - ロ、種類 掘抜井戸等ノ如ク特殊ノモノハ之ヲ記載シ普通掘井戸ハ特ニ要セス
- 一、廢水路及其溜處
 - イ、廢水路 石造或ハ「シツクイ」等ノ設備ノ有無或ハ廢水停滯ノ有無

- ロ、廢水溜 吸込ノ特殊ノモノハ記載シ他ハ特記ヲ要セス
- 一、使所ト廢水溜トノ距離 便所何尺 廢水溜何尺
- 一、檢水及空氣ノ溫度
 - イ、檢水ハ攝氏檢溫器ヲ用ヒ汲ミ桶ニ浸シ置キ昇降セサル一定ノ溫度トナルニ及ヒ之ヲ記入ス
 - ロ、空氣 直射日光ヲ避ケテ氣溫ヲ檢ス
- 一、探酌當日ノ天候 晴曇雨ノ別

衛發第七、七一三號

昭和三年八月十三日

警察署 長 宛

警察部 長

腸チフス保菌者檢索及豫防注射ニ關スル件

行幸啓ニ關スル保菌者檢索及豫防注射ハ別氏計畫書ニヨリ施行相成ルヘクニ付關係市町村ト協議實施上違算ナキヲ期セラレハ

追テ詳細ノ計畫書作成ノ上報告可相成

保菌者檢索及豫防注射施行計畫

一、保菌者檢索

- (1) 宇治山田署ニ於テハ本計畫ニ基キ更ニ詳細ノ實施計畫ヲ立テ當該市町村ト協力シテ實施ニ當ルコト
 - (2) 従事人員中醫師一名ハ縣ヨリ派遣ス
 - (3) 豫定人員期間等左表ニヨル
- 但シ左表中(ハ)(ニ)(ホ)ニ關シテハ更ニ通報スヘシ

保衛検査ヲナスベキ者ノ種別	豫定人員	検査期日	従事人員	摘要
(イ) 腸チフス發生患家々族 (大正十五年以降本年六月)	一、〇六五	自八月二十五日 至同 三十一日	醫師 二人 助手 一人	第一表参照
(ロ) 接客業者 飲食店等	二、三八六	自八月二十二日 至同 三十二日	同	第二表参照
(ハ) 行幸啓關係人夫供給地住民	一、六二〇	自十一月一日 至同 五日	同	第三表参照
(ニ) 行幸啓委員及家族	六〇〇			
(ホ) 食料品納入者及献上品ノ關係者	五〇〇			

二、豫防注射

- (1) 豫防注射ハ九月一日ヨリ開始六十日間ヲ以テ第四表ノ市町村ニ對シ施行ス
 - (2) 注射ニ従事スル醫師ハ縣及宇治山田署ヨリ三―四名宇治山田市醫師會若クハ度會郡醫師會ヨリ一―二名當該市町村ヨリ一―二名出場ノコト
 - (3) 助手及注射場取締員ハ縣、署及當該市町村ヨリ適當數出場ノコト
 - (4) 宇治山田署ニ於テハ本計畫ニ基キ更ニ詳細ノ計畫ヲ立テ關係市町村ニ通報スルコト
 - (5) 鳥羽町ノ注射ハ宇治山田署管内終了後施行ス鳥羽署ハ之カ實施計畫ヲ立テ町ニ通報スルコト
- 右計畫ハ衛生課ヘ報告ヲ要ス
- (6) 市及町村ニ於テ町別又ハ大字別ニ注射名簿ヲ調製シ注射人員ノ整理ヲナスコト
 - (7) 市及町村ニ於テハ豫メ左ノ事項其他必要ナル事項ヲ一般ニ注意スルコト
 - (イ) 今回ノ腸チフス豫防注射ハ今秋御大典後神宮御親謁ノ爲メニ行幸アラセラル、ニ付腸チフスノ發生セナイ様ニ豫防スルノデアアルカラ一人モ洩レナク注射ヲ受クルコト
 - (ロ) 定メラレタル日ニ定メラレタル場所ニ間違ナク集ルコト
 - (ハ) 成ルヘク一家族揃ツテ受ケルコト

- (ニ) 病氣ノモノハ其旨申出ツルコト
- (ホ) 注射場テハ住所職業氏名年齢ヲ受付係ニ申出テ注射票ヲ受取り注射ノ順ヲ待ツコト
- (ヘ) 注射場ハ成ルヘク静ニスルコト
- (ト) 多數ノ人ニ注射スルノデアアルカラ注射ノ催促ヲ受ケタリ其他手數ノカ、リ又ハ他人ニ迷惑ヲカ、ラヌ様御互ニ注意スルコト
- (チ) 注射ヲ受ケタル當日ニ餘リ過劇ナ仕事、飲酒、等ハ見合ハスカヨロシ注射後氣分ノ悪イ様ナ時ハ暫ク静ニ横臥シテ居レハ治リマス入浴モ當日ハ見合シダ方カヨロシ

第 一 號 注射票	第 二 號 注射票
氏名 職業 年齢 宇治山田署 豫防注射 第一回 日 月 日 氏 名 職業 年齢 宇治山田署 豫防注射 第一回 日 月 日	氏名 職業 年齢 宇治山田署 豫防注射 第一回 日 月 日 氏 名 職業 年齢 宇治山田署 豫防注射 第一回 日 月 日
○	○

昭和三年八月二十二日

警察部長

四日市警察署長宛

御大禮關係海港防疫上「コレラ」豫防注射計畫ニ關スル件

上海ニ於ケル「コレラ」ハ漸次蔓延ノ徵有之來航船舶ニヨリ何時之カ浸襲ヲ受クルヤ計リ難クニ就キ豫防注射計畫トシテ左記順位ニ依リ必要ニ應シ注射開始致スヘクニ依リ之カ注射豫定人員ヲ調査シ至急報告相成度

左記

「コレラ」豫防注射施行計畫

施行順位 種 別

第一 次 水上生活者

第二 次 沿岸地帯内住民及關係者

第三 次 水上生活者家族ニシテ沿岸地帯ニ居住スルモノ

第四 次 準沿岸地帯内住民

第五 次 四日市港隣接町村ノ水上生活者

第六 次 準沿岸及沿岸地帯外四日市市一般住民中必要ト認ムルモノ

以上施行順序ハ流行ノ狀況ニヨリ變更スルコトアルヘシ

衛發第一〇、四七一號

昭和三年十月二十三日

衛生課長

殿

傷病者救療所ニ關スル件

御大禮後神宮御親謁ニ際シテハ函館拜觀者多數ニ上ルヘク爲メニ萬一傷病者等アリタル際之カ救護ニ遺漏ナキヲ期シ度縣衛生課縣醫師會日本赤十字社三重支部ニ於テハ夫レノ宇治山田市ニ救護所ヲ特設致スコトニ相成居候處救護所ニ於テハ應急處置ヲ施スニ過キス比較的重症者アリタル場合ハ應急處置後更ニ之ヲ常設醫療機關ニ送致シテ適當ノ處置ヲ施サ、ルヘカラサル場合相生スヘクト存候殊ニ之カ爲メニハ相當病床數ヲ要スル次第ニ候故第二次の救療處置ヲ施ス場所トシテ御承諾ヲ得テ別紙病院醫院ヲ之ニ充當致度ト存候條右ノ趣御了承被下度此段及御依頼候也

宇仁田病院

田中病院

龜谷病院

畑病院

浦田醫院

日本赤十字社山田病院

山崎醫院

(南勢病院モ充當ス)

衛發第一〇、四八五號

昭和三年十月二十五日

警察部長

各警察署長宛

腸チフス豫防注射ニ關スル件

京都府ニ應援出張ノ警察官吏並ニ縣内警衛隊ニ配屬セラルヘキ警察官吏ニ對シ腸チフス豫防注射施行相成ルヘク此段及通牒候也

追テ豫防注射ハ其署勤務衛生技術員ニ於テ施行シ「ワクチン」ハ衛生課ヨリ送附セシメ候

衛發第一〇、五三八號

昭和三年十月二十七日

警察部長

縣立病院 長宛
關係警察署 長宛

娼妓健康診断ニ關スル件

娼妓健康診断ニ關シテハ嚴重施行相成居ルコト、思料候モ御大典行幸啓ノ爲メ多數外來者ノ入り込ム時期ニ候條此際一層健康診断ヲ嚴行シ花柳病豫防上遺漏ナキヲ期セラルヘク此段及通牒候也

宮城(行在所)ニ參入スル者物件ヲ搬入スル等ノ心得

神宮御親謁ノ爲メ行幸啓アラセラレルコトハ誠ニ吾々ノ光榮トスル所テアルカ萬一行在所内ニ傳染病カ入ル様ナ事カ在テハ恐懼ニ堪ヘナイ次第テアルカラ防疫施設ニ付テハ全力ヲ擧テベストヲ盡シツ、アルカ一方拜謁其ノ他ノ爲メニ行在所ニ參入スル者、御用ノ爲メニ參入スル者、物件ヲ搬入スル者等ニアリテハ自ラ傳染病豫防ニ付テ慎重ノ心得ヲ要ス
宮内省ハ皇室令第四號ヲ以テ宮内傳染病豫防令カ規定サレテ居ル内務省令ノ傳染病豫防法ト餘程趣キヲ異ニシテ居ル以上參入者等ハ此ノ豫防令中必要ナ事柄ヲヨク辨ヘテ行在所へ參入スル爲メニ病毒ヲ行在所内ニ入レナイ様ニシナケレハナラヌ近ク必要ナル條項ハ印刷ニ付シテ配付スルカ參入者ノ心得ヘキ事項ノ大要ハ次ノ如キモノテアル

○宮内傳染病ハ次ノ如ク三類ニ分チテアル其ノ病類ハ第一類カ六種第二類カ十種第三類カ四種テアル猶右各種ノ疑似症モ傳染病ト同シコトニ豫防令カ適用サレル

第一類「ペスト」「コレラ」、痘瘡、發疹「チフス」、猩紅熱、流行性腦脊髄膜炎

第二種赤痢(疫痢ヲ含ム)、腸「チフス」、「バラチフス」、「ヂフテリア」、流行性感胃、麻疹、百日咳、風疹、水痘、流行性耳下腺炎

第三類肺喉頭其ノ他ノ器官ノ開放結核、癩、「トラホーム」、其ノ他ノ傳染性眼炎及傳染性皮膚病此ノ外ニ宮内大臣カ必要ト認メタ時ハ何時ニテモ傳染病ヲ指定シテ此ノ豫防令ヲ施行スルコトニナツテ居ル

○此ノ豫防令ニ「有病地」ト云フ言葉カアル之ハ第一類ノ傳染病又ハ其ノ疑似症カ流行シ若ハ流行ノ兆カ在テ宮内大臣カ有病地ト指定シタ地域ヲ指スモノテアル

○第一類ト第二類ノ傳染病ノ病原體保有者ハ傳染病患者ト同シコトニ見做サレテ居ル

○第一類及第二類ノ傳染病ヲハ次ニ示ス場合ニハ一定ノ期間(別表ニ示ス)宮城ニ參入スルコトカ出來ナイ然シ宮内大臣カ特ニ必要ナシト認メタル場合ハ參入シテモ支障ナイ

一、傳染病ニ罹リタル者

二、患者同居シタル者

三、患者ニ接シ又ハ患者ト同一ノ場所ニ在リタル者

四、病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル物件ニ接シタル者

五、患者ノアル家其ノ他病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル家ニ立寄タルモノ

六、有病他ヲ發シ又ハ之レニ立寄タル者

○前項ニ該當スルモノテ一定ノ期間(即チ參入停止期間)ヲ經過シテ宮城ニ參入スルコトカ出來ル様ニナツテモ直ニ側近ニ奉仕シ又ハ臨時進謁スルコトハ出來ナイ即チ更ニ一定期間ヲ經過シタ後ニアラサレハ側近ニ奉仕シ又ハ進謁スルコトハ出來ナイ

○右二項ノ期間ハ別表ニ示スカ例ヘハ腸「チフス」患者ハ治療、後消毒ヲ了シタル日ノ翌日カラ十四日間ハ宮城ニ參入スル事カ出來ナイ、十四日間後ハ參入ハ出來ルカ此ノ日カラ更ニ七日間經ネハ側近ニ奉仕シ又ハ臨時進謁スルコトハ出來ナイ

○前三項ハ第一類ト第二類ノ傳染病ニ關スル參入停止テアルカ第三類ノ傳染病ハ全治サヘスレハ奉仕、進謁カ出來ル然シ宮内大臣ガ豫防上必要ト認メタル場合ハ第三類ノ傳染病ニ對シテ宮城ニ參入ヲ停止サレルコトカアル

○勅旨ニ由ル場合タトヘ參入停止期間ト雖參入奉止、進謁スルコトガ出來ル然シ豫メ消毒及豫防ノ處置ヲナシケレハナラヌ

○有病者傳染病流行地又ハ交通遮斷區域内ヲ發シ若ハ經過シタル物件ハ消毒ヲ行ヒタル後テナケネハ之ヲ宮城ニ搬入スルコトヲ許サレナイ若シ斯ル物件ト混合シタル物件ノアツタ場合モ右ニ同シ取扱ヲ受ケル

救護所員心得

救護所員心得救護事務ニ付テハ行幸啓衛生事務取扱細則第四章ニ依ルノ外左ノ事項ヲ心得ヘシ